資料74-1

電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による 特定電気通信設備の指定について

(諮問第3087号)

<目 次>

1	諮問書•	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	〔資料7	4	_	1	_	1)	改	正	概	要	•	•	•		•	2
3	「資料 7	4	_	1	_	2	1	新	ΙĦ	갞	昭	耒					7

諮問第3087号 平成28年9月27日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮問書

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備の指定に関する告示の改正を行うこととしたい。

ついては、法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備の指定について

平成28年9月27日総務務省

N

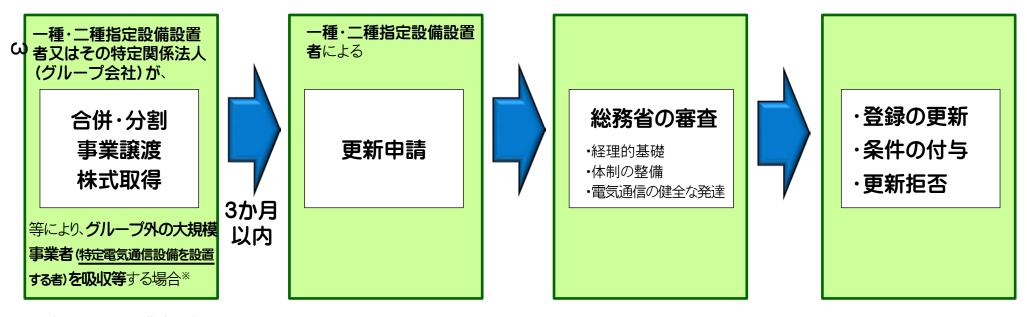
電気通信事業の登録の更新制について

制度の概要

- ※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者: **NTT東西**
- ※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク
- ※3 自己の「親会社」「子会社」「兄弟会社」「その他政令で定める特殊の関係にある法人」(法第12条の2第4項、令第1条、規則第4条の2の2)
- 一種*1·二種指定設備設置者*2又はその特定関係法人*3(グループ会社)が、グループ外の大規模事業者 (特定電気通信設備の設置者)と合併や株式取得等を行った場合、その一種・二種指定設備設置者に対し、

電気通信事業の**登録の更新を義務付ける**。(法第12条の2)

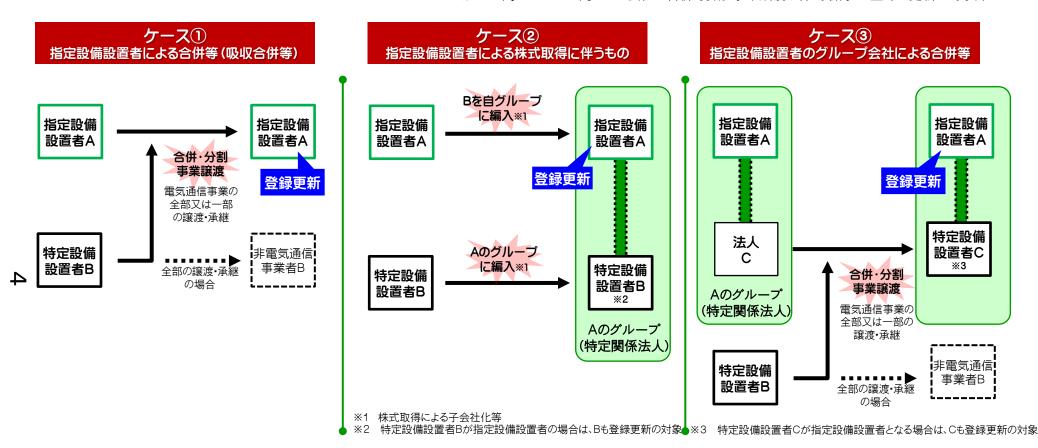
(平成27年電気通信事業法改正により新設。平成28年5月21日施行)



※ 新たに一種・二種指定設備設置 者となる場合も、登録の更新義務 が発生

登録の更新が必要となる主な事例(イメージ)

(すでに同一グループ内にある会社の合併、分割、事業譲渡や株式取得は、登録の更新の対象外)



指定設備設置者	固定系(一種指定設備設置者)・・・加入者回線シェアが50%を超える電気通信事業者(NTT東日本、NTT西日本(2社))
(上記A)	移動系(二種指定設備設置者)・・・端末シェアが10%を超える電気通信事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク(4社))
特定設備設置者	固定系・・・ ①一種指定設備設置者(2社)、 ②加入者回線シェアが10%を超える電気通信事業者(7社)
(上記B)	移動系・・・ ③二種指定設備設置者(4社)、 ④端末シェアが3%を超える電気通信事業者(1社)

特定電気通信設備の指定対象(現行)

(1)固定通信

一種指定設備に加えて、以下を「特定電気通信設備」として指定

指定基準

○電気通信事業法施行規則(第4条の3第1項)

地理的区域	閾 値
都道府県	加入者回線シェア:10%超

<u>指定対象</u> (7社)

O

○平成28年総務省告示第104号

単位指定区域	電気通信事業者
愛知県	①中部テレコミュニケーション
滋賀県	②ケイ•オプティコム
京都府	②ケイ•オプティコム
十四位	③ジェイコムウエスト
大阪府	②ケイ•オプティコム
丘庄坦	②ケイ•オプティコム
兵庫県	③ジェイコムウエスト

単位指定区域	電気通信事業者
大白旧	④近鉄ケーブルネットワーク
奈良県	②ケイ•オプティコム
和歌山県	②ケイ•オプティコム
徳島県	(5)STNet
香川県	(5)STNet
福岡県	⑥ジェイコム九州
沖縄県	⑦沖縄通信ネットワーク

(2)移動通信

二種指定設備に加えて、以下を「特定電気通信設備」として指定

指定基準

○電気通信事業法施行規則(第4条の4第2項)

地理的区域	閾 値
業務区域	端末シェア: 3%超

指定対象

○平成28年総務省告示第105号

(1社) ワイヤレスシティプランニング(WCP)

告示の改正案の概要

(1)固定通信

(7社)

単位指定区域	電気通信事業者
岐阜県	①中部テレコミュニケーション
愛知県	①中部テレコミュニケーション
滋賀県	②ケイ•オプティコム
京都府	②ケイ•オプティコム
十匹広	③ジェイコムウエスト
大阪府	②ケイ•オプティコム
丘庄但	②ケイ•オプティコム
兵庫県	③ジェイコムウエスト
大白旧	④近鉄ケーブルネットワーク
奈良県	②ケイ•オプティコム
和歌山県	②ケイ•オプティコム
徳島県	⑤STNet
香川県	⑤STNet
福岡県	⑥ジェイコム九州
沖縄県	⑦沖縄通信ネットワーク





閾値を超えたため、 新たに指定

閾値以下となったため、 指定を解除

(2)移動通信

0

(1社→2社)

電気通信事業者

①UQコミュニケーションズ(UQ)

②Wireless City Planning(WCP)

委員限り



閾値を超えたため、 新たに指定

 \bigcirc

								別一事る	
(略)	香川県		和歌山県	(略)	愛知県	岐阜県	単位指定区域	表(略) 学者が設置するもの 学者が設置するもの がに掲げる電気通信設備	改工
(略)	株式会社STNet		株式会社ケイ・オプティ	(略)	ョン株式会社中部テレコミュニケーシ	中部テレコミュニケーシ	電気通信事業者	同表の下欄に掲げる電気通信であって、別表の上欄に掲げ	正案
	禾	徳	₹n		燕			別一事る 表 〜 業単次	
(略)	香川県	徳島県	和歌山県	(略)	愛知県	(新設)	単位指定区域	十(略)者が設置するもの位指定区域において、に掲げる電気通信設備	現
(略)	株式会社STNet	株式会社STNet	 お式会社ケイ・オプティ	(略)	ョン株式会社中部テレコミュニケーシ	(新設)	電気通信事業者	同表の下欄に掲げる電気通信であって、別表の上欄に掲げ	行

一部を改正する告示案 新旧対照表 平成二十八年総務省告示第百四号(電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件)の

(傍線部分は改正部分)

 \bigcirc 一部を改正する告示案 新旧対照表 平成二十八年総務省告示第百五号(電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を指定する件)の

(傍線部分は改正部分)

一~六 (略)	改正案
一~六 (略)	現行